

ATISA ネガティブリスト作成支援ワークショップに関する専門家派遣業務に係る 公募について

1. 事業趣旨

サービス貿易の自由化は、国境を越えたビジネスや競争環境を大きく変えるインパクトをもつ。ASEANにおけるサービス貿易の自由化は、サービスに関する枠組み協定(AFAS)の下で進められてきた。AFASの下では、交渉ラウンドごとにパッケージと呼ばれる形で自由化措置の拡充が進められており、2018年には最終段階である第10パッケージの署名が期待されている。また、2018年にはAFASを強化するASEANサービス貿易協定(ATISA)の合意も期待される。ASEAN経済共同体(AEC)ブループリント2025においても、「高度に統合された経済」を実現するための措置、行動計画の一つとして、ATISA交渉の推進及び、サービス貿易におけるさらなる統合のための法的手段としてのATISAの実施が示されている。2018年はシンガポールがASEAN議長国を務めるが、サービス分野での統合は、同国が議長国として取り組む優先課題の一つとしても挙げられている。

AFASからATISAへの移行に伴い、自由化約束方式が変更される。AFASにおいては、自由化を約束する分野を約束表に明示する「ポジティブリスト方式」が採用されているが、ATISAでは自由化義務の例外分野を留保表に明示する「ネガティブリスト方式」が採用される。ネガティブリスト方式は、一般にポジティブリスト方式より自由化の範囲が広いと言われ、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)においてもサービス貿易の自由化はネガティブリスト方式で約束されている。しかし、CPTPPに参加しサービス貿易に関するネガティブリストを作成した経験をもつ国を除き、ASEAN各国ではネガティブリスト作成に関する知見が不足している。各国におけるネガティブリスト作成はATISA合意のための不可欠なプロセスであり、ネガティブリストの作成を支援することは、ATISAの早期合意のための後押しとなる。

こうした背景を踏まえ、ASEAN各国の要望に応え、ネガティブリスト作成を支援するため、これまでネガティブリスト作成経験をもたない6カ国、すなわちCPTPPに参加していないカンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイを対象に、ワークショップを開催する。ワークショップにより、ネガティブリスト作成に関して日本の専門家がもつ知見を、ASEAN各国の行政官等に紹介し、ネガティブリスト作成作業に従事しうる専門家を育成する。ワークショップ後にも受講者への継続的な助言を行うことにより、ASEAN各国のネガティブリスト作成を支援し、ATISAの早期合意、発効を促し、ASEANにおけるサービス貿易の自由化を推進する。

2. ワークショップ開催概要（予定）

- (1) 開催期間：2018年8月以降、順次（2019年3月31日までに開催）
- (2) 開催回数：6カ国（カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ）×各2回の計12回程度
 - ※少なくとも各国につき1回のワークショップを2018年10月頃までを目処に開催。
- (3) 開催場所：市内ホテル
 - ※ASEAN各国政府施設を使用する可能性あり。

- (4) 参加者：(受講者) 開催国のサービス貿易協定に係る政府職員等
(講師) 日本及び第三国（スイス等）からの専門家（Lawyer レベル）
- (5) 参加者数：受講者と講師を合わせ、各回 60 名程度
※日本からの専門家（講師）は各回 2 名程度。
- (6) スケジュール：1 回あたり 3 日間程度

(例)	1 日目	午前	開講式・ワークショップ①
	1 日目	午後	ワークショップ②
	2 日目	午前	ワークショップ③
	2 日目	午後	ワークショップ④
	3 日目	午前	ワークショップ⑤
	3 日目	午後	ワークショップ⑥・閉講式

※詳細は調整中のため、実際の手配内容は変更となる可能性あり。

3. 業務内容

日 ASEAN 経済産業協力委員会（AMEICC）事務局及び経済産業省により主催される ATISA ネガティブリスト作成支援ワークショップの講師となる日本からの専門家の派遣、及び事前準備やフォローアップ等の関連業務を委託する。

委託する業務の内容及び専門家として求められる要件については、基本的に以下のとおり。

I. 委託する業務の内容

(1) ワークショップに向けた事前準備

① ワークショップ内容の検討及び資料作成

AMEICC 事務局、経済産業省アジア大洋州課及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）（以下、「AMEICC 事務局等関係者」という）の指示を受け、ワークショップの内容を検討し、指導に必要な英文資料を事前に準備・作成する。ワークショップの内容決定にあたっては、必要に応じ、専門家と AMEICC 事務局等関係者との間での打ち合わせを実施する。

② 事務担当者の指名

AMEICC 事務局等関係者との連絡・調整を行う事務担当者を 1 名～2 名、書面にて指定すること。

③ 専門家の航空券、宿泊、移動手段の手配・支払い等

派遣される専門家の航空券、宿泊、移動手段の手配・支払い等についても、AMEICC 事務局等関係者との調整の上、受託者が行う。

(2) 専門家のワークショップへの参加

AMEICC 事務局等関係者及び第三国から派遣される専門家と連携し、ワークショップに講師として参加する。

・ワークショップ各回における実施内容構成や、第三国からの専門家との担当分担

は、事前に AMEICC 事務局等関係者及び当該専門家と調整すること。

- ・ワークショップ内容には、ネガティブリストに関する基本的な考え方の紹介、ネガティブリスト作成のために必要な規制洗い出しに関する過去の事例の共有、ネガティブリスト作成作業を想定した実践演習等が含まれ得る。
- ・受講者とのコミュニケーションは英語で行う。必要に応じ、現地語と英語の通訳者を AMEICC 事務局より別途委託する会合運営事業者が手配する。

(3) ワークショップ後の受講者からの問い合わせ等への対応

ワークショップに講師として参加した専門家は、ワークショップ内容に関する受講者からの問い合わせ、及びワークショップ後に受講者がネガティブリスト作成作業を実施するにあたって生じる問い合わせに対し、自身の専門的知見に基づき回答する。

- ・問い合わせへの対応は、第三国からの専門家と調整し、必要に応じて分担することも可能とする。
- ・ワークショップ後の受講者とのやり取りについては、メール等の形式で随時 AMEICC 事務局等関係者に共有すること。

II. 専門家の要件

想定されるワークショップの内容を踏まえ、専門家に求められる要件は以下のとおり。

- ・日本と他国の二国間または多国間の経済連携協定において、サービス貿易または投資分野での日本のネガティブリスト作成作業に携わった経験があること。特に日本国内の規制の洗い出しに携わった経験があること。
- ・国際的な協定締結に関する交渉に携わった経験、または交渉の進め方に関する知識があること。
- ・専門用語を含め、自身の知見を受講者に伝達できる高度な英語力を有すること。
- ・原則として日本国内に居住していること。
- ・ワークショップ前の内容調整及びワークショップ後の各国受講者からの問い合わせへの返答などに迅速に対応できること。
- ・各ワークショップにつき、少なくとも 1 名の専門家が参加できること。そのため、上記の条件を満たす専門家 2 名以上の体制を確保できること。

4. その他

- ・ワークショップの開催に関して、上記 3. に記載されている各項目以外に必要な業務等がある場合は、幅広く提案すること。
- ・受託者は、本仕様書に記載されている各項目に係る業務全般を行うに際して、AMEICC 事務局等関係者と逐次協議しながら進めていくこと。
- ・本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、AMEICC 事務局等関係者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・各手配事項については、変更となる可能性もあるので、手配先業者との契約締結時にキャンセル料に係る条件を明確にし、AMEICC 事務局等関係者に報告すること。

- ・必要な専門家の要件を満たすため、一事業者での対応が困難である場合には、業務の一部を再委託することも可とする。

5. 成果物

(1) 成果物：

①実施報告書

②ワークショップに際して使用した資料一式

(2) 納品形態：①～② CD-R 計2式

(3) 提出期限：①～② 2019年3月29日（金）

(4) 提出場所：以下それぞれに対し、1式ずつCD-Rを送付すること。また適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ・経済産業省アジア大洋州課（ASEAN 地域担当）

東京都千代田区霞が関 1-3-1

Tel: +81-3-3501-1953

- ・一般財団法人海外産業人材育成協会 バンコク事務所（AMEICC 事業担当）

Nantawan Building 16F, 161 Rajadamri Road, Pathumwan, Bangkok, 10330, Thailand

Tel: +66-2-255-2370

※②のワークショップに際して使用する資料一式については、事前の内容確認のためワークショップ開催前にも一度、AMEICC 事務局及び経済産業省へ電子媒体にて提供すること。

6. 契約要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 契約期間：契約日（2018年8月3日予定）より2019年3月31日までとする。

(4) 予算規模：15,000,000円（消費税を含む）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。

(5) 協会の契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）の契約者は、本事業が日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）事業の一環である関係から、AOTS バンコク事務所長とする。

(6) 支払い：事業終了後に、事業者（受託者）より提出される実績報告書及び本件業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、一括して精算支払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

7. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2018年7月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級またはそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記7. の応募資格を満たしていることを確認し、2018年7月23日（月）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募必要書類を以下へ提出のこと。

（注）下記9. の応募必要書類の（1）の公募申請書については、事前（7月13日（金）午後3時まで）に、公募申請書（押印不要）をE-mail添付で下記へ送付し、本競争参加の意思表示を行うこと。押印された正本は他の応募必要書類と共に、改めて提出のこと。

質疑については7月13日（金）午後3時までE-mailで受け付け、参加の意思表示をされた方には7月19日（木）午後4時までに回答を開示するものとする。

応募必要書類の宛先

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル3F
 一般財団法人海外産業人材育成協会
 AMEICC事務局支援業務部 管理業務グループ（担当：名越、上井）
 TEL：03-3888-8213 FAX：03-6806-1067
 E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp

9. 応募必要書類

- (1) 公募申請書 正本1部
- (2) 企画提案書 正本1部及び副本（正本のコピー可）2部
 - ① 様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、学歴、資格
 - ② 様式第2 指定業務経験
 - ③ 様式第3 業務支援体制
 - ④ 様式第4 作業計画・要員計画
 - ⑤ 様式第5 受託業務見積書
- (3) 会社概要（事業概要）書 1部

- (4) 直近 3 年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出） 各 1 部
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3 ヶ月以内のもの） 1 部
- (6) 2018 年 7 月において有効な、国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1 部
- (7) (1) ～ (2) のファイルデータを保存した電子媒体（CD-ROM 等） 1 部
※ (1) ～ (2) は、所定の様式（当協会ホームページの本企画競争公告よりダウンロード可）

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式（技術審査及び価格）による審査を行います。審査は、提出書類に基づく書面審査によりますが、場合によりヒアリング等を行うこともあります。

技術審査項目：

- 提案内容（提案内容の妥当性・独創性、業務運営方針の妥当性）
 - 組織の経験・能力（指定業務の経験、業務実施能力）
 - 業務従事者の経験・能力（本業務分野に関する知識、業務歴、資格・学歴等）
- (2) 審査結果（採択または非採択の決定）は、速やかに通知します。なお、採択・非採択の理由等個別の問い合わせについては応じられませんので、予めご了承ください。
 - (3) 提出書類は返却いたしませんので、ご注意ください。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

AMEICC 事務局支援業務部 管理業務グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

本件に関する問い合わせは、メールにてお願いいたします。

以上